

## 別記様式（第5関係）

## 会 議 録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会（第4回）
開催日時	平成14年 12月 3日 午後6時00分から8時00分まで
開催場所	田無庁舎 5階 501会議室
出席者	（委員）高島会長、吉野副会長、石井委員、吉田委員、桑原委員、都築委員 （事務局）篠宮課長、玉木係長、寺畑文化財保護専門員、守矢主事
議 題	（1）指定基準について （2）その他
会議資料	・西東京市指定基準（案）・文化財指定の手順（案）・西東京市指定文化財候補提起書（案）・中荒屋敷（西東京市 3）下保谷三丁目948番地の3・24地点立会調査報告書・登録文化財（国制度）資料・旧下田名主役宅の登録文化財についての旧田無市教育委員会とのやりとり（吉田委員より）・下野谷遺跡保存協議会主催シンポジウム「縄文人の暮らし」ポスター
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発言内容
高島会長	開会宣言、牧原委員、保谷委員は本日欠席である。 人事異動があったので、課長より挨拶願いたい。
篠宮課長	11月10日付にて、下水道課より異動し、わからないことも多いがご指導お願いしたい。前回までの審議会の内容については、会議録を拝見しており、理解している。
高島会長	本日の議題の説明。 事務局より報告はあるか。
玉木係長	前回の石井委員からのご質問に対してお答えしたい。まず、「東京都の管轄は、文化遺産と文化財とではちがうのか」ということであるが、文化遺産については「生活文化局文化振興係」文化財は「教育庁生涯学習スポーツ部計画課文化財保護係」が管轄になっている。「歴史財団と文化財団の管轄はどこか」であるが、歴史財団は「生活文化局」の系列であり、文化財団というのではないとのことであった。「登録文化財の管轄はどこか」であるが、「生涯学習スポーツ部計画課文化財保護係」が管轄している。 次に東京文化財ウイークについて報告する。11月23日～28日（4日間）にこもれびホールエントランスホールにて「縄文時代の大集落～下野谷遺跡～」という題材にて「出前企画展」を開催し、336人が来場して下さった。その中

	<p>には、保谷小学校が授業の一貫として、2クラス61名の参加があった。また、11月5日に田無庁舎の5階502・503会議室にて、「縄文時代集落の環状集落を中心として」という題材で講演会を行い、29人の参加があった。11月9日（土）に東伏見小学校2階ランチルームにて、学校週5日制対応事業として「小中学生のための文化財教室」を開催したのであるが、参加者が1人であった。PRにはポスターを配るなど（広報西東京・西東京の教育掲載）行ったが、来年に向けて考える必要はある。</p> <p>来年度予算編成については、来年1月中旬にならないと決まらないのだが、社会教育課については、全体で約5,300万円予算申請している。14年度は約2,300万円であったので2倍以上になっている。文化財保護審議会費は、昨年並みの467,000円を要求し、文化財保護事業については、14年度6,782,000円の予算であったが、15年度は8,190,000円で予算要求している。特に、文化財マップ作成については、財政課とのヒアリングにて、是非とも予算をつけてほしいとお願いした。この分が14年度予算と15年度予算要求額の差額になっている。</p> <p>また、郷土資料室運営管理費は、14年度、2,629,000円から15年度6,948,000円へ3倍ほどの予算要求になっているが、この内訳は、郷土資料室の旧西原第二小学校への移転に伴い、ガラスケースの設置、社会教育指導員2名確保等の予算要求をした結果である。次回の審議会にて、来年度予算の報告ができるであろう。</p>
高島会長	事務局の報告について、質問はあるか。
都築委員	文化財教室の参加者が1人ということだが、宣伝等したのか。
玉木係長	ポスターを各小中学校に配布し、広報西東京・西東京の教育にも掲載し、広報活動したつもりであった。私の考えではあるが、東伏見小学校で開催したということで、他の小中学生が参加しづらかったのではないか。このことを来年度に活かして行きたい。
都築委員	企画を再度検討し、校長会などでアピールしてみてもどうか。
玉木係長	企画を審議委員の方々に助言していただくことが今後あるとおもっているので、その時はよろしく願いたい。
高島会長	寺畑文化財保護専門員、文化財教室のことで感想はあるか。
寺畑専門員	<p>東伏見小学校2階の郷土資料室の土器を見せたいとおもい、場所を東伏見小学校にしたのだが、これが裏目に出た感がある。ただ、「開催日に行けないので別の日に開催できないか」という連絡が入ったので、全く関心がないということではない。また、明保中の社会科の先生は、「興味のある生徒はいるのだが、普段の行動範囲ではないので行きにくい雰囲気はある」とおっしゃっていた。来年度はこのようなことをふまえ、企画しなければならない。ただ、「行動範囲ではない」というのは、子どもたちにとっては、どの場所で開催しても同じ部分が出てしまうことになる。これを今後検討することになるであろう。</p> <p>出前企画展の入場者の傾向をみると、こもれびホールで開催したこともあり、他の用事で来られた方が、来場してくださる方が多く見うけられたが、出前企画展目的で来場された方は市内全域から来場して下さり、市内外からも</p>

	<p>初めて来場して下さった方が多く見られ、特に市外の方は、文化財マップをご覧になり来場された方が多かったです。また、去年とちがうのは、1人でじっくりと1時間ぐらいご覧になる方が増え、西東京市に遺跡があることを知っていて来場される方が多かったです。以上である。</p>
吉野副会長	<p>文化財教室の参加者が1人ではあったが、このようなことを企画すること自体でも意義があるのではないかと。また現在、小中学校の先生方は忙しいので、児童・生徒自身が自主的に文化財教室に参加することになってしまうと参加者は簡単には増えないが、今回の文化財教室の参加者1人ではあったが、のちにつながっていくのではないかと。</p>
石井委員	<p>博物館等も小中学生自らは行かないので、学校の担当の先生に通知し、アピールする機会が多いのではないかと。</p>
吉田委員	<p>社会教育課で企画物を行うこともよいが、例えば、社会教育課からビデオ等を貸出し、小中学生に興味を持たせることもしてみてもどうか。</p>
吉野副会長	<p>下野谷遺跡には、小中学生に興味を持たせるものはあるのか。</p>
寺畑専門員	<p>土器の中で、復元すれば高さ1m以上になるものが2個体ある。</p>
吉野副会長	<p>何か特殊なものがあるといいのだが。</p>
都築委員	<p>下野谷遺跡の国有地が買えれば、ここでワークショップなど行うとよいが。</p>
高島会長	<p>議題に入る。事務局から説明願いたい。</p>
守矢主事	<p>まず、前回、旧田無市に指定基準があったとお伝えしたが、内々で基準を設けてあっただけで、指定基準はつくっていなかったことを報告する。 資料にある指定基準(案)は、東京都・青梅市の指定基準を参考につくってみた。</p>
寺畑専門員	<p>委員の方々に検討していただきたい部分がある。まず、1,西東京市指定有形文化財(2) 絵画・彫刻・工芸品のところに「歴史的に重要と考えられるもの」を入れてみてはどうであろう。絵画・彫刻・工芸品の出来栄とは別に、西東京市の歴史にとって重要なものがあつた場合に、ア～エに入らない場合が出てくる。次に、3,西東京市指定有形民俗文化財(1) 才 を有形文化財にするか、有形民俗文化財にするのかをはっきりさせた方がよいと思われる。また、4,西東京市指定無形民俗文化財(1) が、2,西東京市指定無形文化財(1) とダブってしまっており、指定するときどちらにするか混乱するため、委員の皆様へ検討していただきたい。次に、7,西東京市指定名勝(1) ウ～ケが、8,西東京市指定天然記念物と内容が同じようになってしまつて曖昧な部分がある。以上4点、検討願いたい。</p>
石井委員	<p>このような指定基準は、少し曖昧なところがないと困る場合が出てくることもあるのではないかと。</p>

寺畑専門員	西東京市指定文化財の撃剣家並木先生の墓が、有形文化財ではなくて「史跡」になっており、曖昧すぎるのではないか。
石井委員	人物評価が高かったのではないか。
寺畑専門員	いわれからみると、他のお墓と差が認められない気がするのだが。
石井委員	板碑が建造物・史跡など幅広く捉えられる場合がある。
吉野副会長	指定基準というのは、あらゆるものを網羅してつくるべきなのか、地域に密着してつくるべきなのか。
高島会長	8,西東京市指定天然記念物(3)の地質鉱物は、現在、おそらく将来もあり得ないとおもわれるが。
石井委員	西東京市にあった指定基準をつくった方がよいのではないか。また、1(2)に「歴史的」を入れなくても、イで意味は通るのではないか。
都築委員	私も1(2)イの文面で、歴史的意味合いは入っていると思われる。また、8(3)の地質鉱物については、省いてもよいのではないか。
高島会長	寺畑専門員、この解釈でよいか。
寺畑専門員	よい。
守矢主事	寺畑専門員に指定基準(案)を確認してもらったところ、8(3)工の地震断層等地塊運動に関する現象はあるとのことだったが。
寺畑専門員	工だけは可能性がある。
石井委員	多摩ニュータウンの赤土層がこれである。
寺畑専門員	遺跡調査の時、知られていない断層に突き当たる場合があるので、工だけは残し、あとは確かに可能性はないとおもわれる。
都築委員	例えば、練馬区関町で調査中に爆裂の断層が発見されたが、これが指定すべき内容であるかどうかの問題になってくるのではないか。
吉野副会長	指定基準を考える場合、西東京市全体の文化財が指定基準のどこにあてはまるのかを把握した上で考える必要があるのではないか。
吉田委員	例えば、1(1)の建造物、(2)の絵画・彫刻・工芸品は、(1)建造物のア、イ、ウに内容が共通するものであるため、あまり細分化しなくてもよいのではないか。
石井委員	青梅市の指定基準は、いつ出来たのか。

守矢主事	平成6年11月につくられたものであり、これも東京都の指定基準とほぼ同じである。
桑原委員	地質鉱物という言葉は、現在あまり使われない。
守矢主事	西東京市独自の指定基準をつくることもよいのだが、保守的だが、東京都の指定基準に準じてつくることもあるのではないか。
篠宮課長	現在審議しているのは、99%地質鉱物についてはないが、万が一出た場合はその時に審議していくということである。また、簡潔にし、幅広く捉えた方が歴史的に面白くなるのではないか。
石井委員	特に、東京都の指定基準の5 西東京市指定史跡には、古い言葉がたくさん入っている。また、3, (1)オなどにも現在使用しない言葉があるので、新しいものをつくりなおしてみてもどうか。
吉野副会長	市の独自性を出していくことにおいても、つくりなおしてみてもどうか。有形文化財については、1の西東京市指定有形文化財はア、イ、ウですべて網羅される。1, (1)～(6)については個々にこういうものという具体的に明記されていけばよいのではないか。また、文化財と民俗文化財は、どう違うのかということには触れていただき、簡略化し、やさしくし、重複した部分を避けて事務局の方でつくっていただきたい。
高島会長	3, (1)ア～コの例えば以降の言葉はいらないのではないか。事務局で指定基準(案)が出来たら、どのように各委員に確認するか。
守矢主事	郵送で指定基準(案)を送付するので、確認していただきたい。
石井委員	大田区、中野区でも指定基準をつくるのに、半年ぐらいはかかっている。
高島会長	次に、その他の議題に入るが何かあるか。
都築委員	現在、23区内と埼玉県の一部では、登録制度を設けているところがあり、登録制度のよいところは、文化財がどのように重要であることを認識でき、その中で緊急性があるもの、歴史的に意味のあるものを指定するという二段階で行えるということである。いきなり指定をするよりも、文化財として認識して指定をした方がよいのではないか。
石井委員	登録制度は、文化財の所有者にとってもよい制度である。
高島会長	保谷地区には、石像・石仏等登録すべき文化財が非常に多い。登録制度は推進すべきである。
石井委員	指定基準・登録制度平行して進めていくべきである。
都築委員	先に述べたが、登録審議し登録した中で、さらに重要なものを指定していくという二段構えの方が、文化財に対して把握できる。

吉野副会長	<p>前回都築委員より提出のあった、練馬区の文化財保護の手引きの「登録・指定の流れ」を参考にしていけばよいのではないかと。</p>
高島会長	<p>指定基準・登録制度を事務局と協力し、進めていきたい。事務局から何かあるか。</p>
寺畑専門員	<p>中荒屋敷遺跡（西東京市 3）の立会調査があり、前回報告した調査と同じ敷地内の別の部分の調査であったが、埋蔵文化財は全く影響を受けず、遺物も何も出土しなかった。</p> <p>また、石神井川河川改修に伴う調査であるが、東京都埋蔵文化財センターより連絡があり、今月の16日頃より本調査を開始することであり、期間は12月中旬から来年3月いっぱいまでの予定であるとのことであった。</p>
石井委員	<p>この本調査で出土した遺物は、西東京市に返してもらえるのか。</p>
寺畑専門員	<p>今回の本調査では、遺物はさほど出土しないとおもわれ、おそらく西東京市に遺物は返ってくるであろう。</p>
石井委員	<p>書面で確認とっておくべきである。</p>
高島会長	<p>次回は、来年2月13日（木）に開催する。 これにて、第4回文化財保護審議会を終了する。</p>